

4. 高額療養費の自己負担限度額を見直し

区 分		1カ月の自己負担限度額(※1)	
		7月まで	今年8月から
現役並み所得者	外来 〔個人単位〕	44,400円	57,600円
	外来+入院 〔世帯単位〕	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)	(医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円(※2)
一般	外来 〔個人単位〕	12,000円	14,000円(※3)
	外来+入院 〔世帯単位〕	44,400円	57,600円(※4)
住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	外来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	24,600円
	区分Ⅰ	外来 〔個人単位〕	8,000円
		外来+入院 〔世帯単位〕	15,000円

- ※1 75歳の誕生日を迎えるため、月の途中で加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が2分の1に調整されます。
- ※2 多数該当（過去12カ月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額は4万4,400円です。
- ※3 1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の外来の自己負担額合計の限度額が14万4,000円となります。
- ※4 一般区分においても多数該当（※2）が設定されます。

5. 入院時生活療養標準負担額（居住費）を見直し

今年10月から療養病床に入院したときの居住費を見直します。

▶9月まで

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき320円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき0円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

▶10月から

区 分	入院時生活療養費
以下のいずれにも該当しない方	1日につき370円
厚生労働大臣の定める者（指定難病患者を除く）	1日につき200円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合 札幌市中央区南2条西14丁目（国保会館6階） ☎011-290-5601
大雪地区広域連合 東川町東町1丁目16番1号 ☎（直）82-3697

後期高齢者医療保険の改定
保険料と高額療養費の負担が見直しになりました

1. 保険料の均等割軽減「2割」「5割」の軽減範囲を見直し

▶平成28年度

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

▶本年度から

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (49万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

2. 所得割の軽減割合を見直し

▶平成28年度

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

▶本年度から

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減

3. 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合を見直し

▶平成28年度

区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	9割軽減

▶本年度から

区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減

※所得の状況によって均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります。

保険料の計算方法（29年度）

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円)×10.51%	=	1年間の保険料 限度額57万円 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	------------------------------------

※年度の途中で加入した時は、加入した月からの月割で計算します。